

## 第6 対象となる市民

### 基本的な考え方

- 1 住民投票の投票資格を有する者及び請求資格を有する者は、本市の区域内に住所を有する自然人である住民を対象とする。
- 2 投票資格者名簿の被登録資格は、本市の住民基本台帳に記録されている者をその対象とする。

### 市民検討懇話会での議論・検討内容

自治基本条例第6条では、市政の重要な課題に関する「市民の意思」を直接確認するため、住民投票を行うことができるとしている。そのため、住民投票は「市民」を対象として実施される。

自治基本条例で規定している「市民」には、市内に住所を有する自然人の外に「市内に住所を有する法人」、「市内で働き、又は学ぶ者」及び「市内で活動する法人その他の団体」が含まれる。しかし、このような市民の全てを対象として住民投票を実施することは不適切であり、また、困難でもある。そのため、住民投票は、住民基本台帳に記録されている者を対象として実施することとなる。

#### 1 住民投票の投票資格を有する者及び請求資格を有する者

住民投票の投票資格を有する者及び請求資格を有する者は、本市の区域内に住所を有する自然人である住民を対象とする。この場合において、生活の本拠が市内にある者であっても、住民基本台帳に記録されていない者を住民投票の権利の対象者とすることは想定しない。

#### 2 投票資格者名簿の被登録資格

地方公共団体の住民に関する事務として住民基本台帳から住民投票の投票資格を有する者を抽出することは、申請による対象者の把握に比べ、安定的な制度の運用が期待できる。そのため、投票資格者名簿の被登録資格については、本市の住民基本台帳に記録されている者をその対象とする。

具体的には、投票資格者名簿の登録は、住所要件に鑑み、住民票が作成された日から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されている者について行う。

住民投票の対象となる市民（イメージ図）

